

# 地方分権の推進に関する方針（概要）

～真の分権型社会の実現に向けた新たな大都市制度の創設に関する基本的考え方～

## I 地方分権の推進に関する方針の策定に当たって

この方針は、地方分権の推進に関して、新たな大都市制度のあり方など、真の分権型社会の実現に向けた本市の基本的な考え方を国等へ示していくことによって、市民の理解と支持による世論を形成し、着実に実効性のある取組につなげていくことを目的としている。【方針3頁】

### <国家システムの制度疲労と社会・経済情勢の著しい変化>【方針1頁】

#### 【国家システムの制度疲労】

- 中央集権的な行財政の仕組みにおける
- ・二重行政の無駄
- ・法令等に基づく義務付け・枠付け、国等による関与 など

#### 【社会・経済状況の著しい変化】

- 少子高齢化の進展、大都市圏への人口の集中及び産業・経済活動の集積と地方の疲弊、国際的な都市間競争の激化、経済のグローバル化 など

社会・経済状況の著しい変化に伴い生じた様々な課題や行財政需要に対して、地方自治体が迅速・的確・柔軟に対応し、自主的・自立的に地域の特性を生かして個性豊かな地域づくりを行うことが困難

#### 【地方分権の必要性】

自ら決定し、実行するために必要な事務権限、財源等を有することにより、高い自由度のもとで迅速・的確・柔軟に、自主的・総合的な事務・事業の実施が可能となる制度の構築が必要

### <特に大都市においては>【方針2・3頁】

#### 【指定都市を取り巻く状況の著しい変化】

- ・国や道府県との二重行政による無駄が顕著
- ・様々な都市的課題や大都市特有の行財政需要が著しく増大 など
- ⇒指定都市が存在する圏域や日本において、指定都市の果たすべき役割が更に重要なものに

- ・様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと
- ・都市的課題解決のモデルを提示すること
- ・市町村間での水平連携推進とそのセンター機能を担うこと
- ・市民の自己決定による市民による自治を充実すること 他

#### 【大都市に関する制度等における問題】

- ・義務付け・枠付け又は関与が多く存すること
- ・包括的な事務権限の不足
- ・大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分
- ・大都市特例事務に見合う税制上の措置がされていないこと
- ⇒指定都市が自らの役割を十分に果たすことが困難

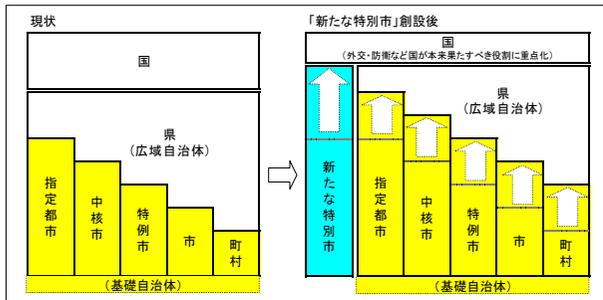
#### 【大都市制度創設の必要性】

指定都市が自らの役割を十分に果たし、その存する圏域や日本の持続的な発展に更に貢献していくためには、国家システムを分権型の行財政の仕組みに転換する中で、自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度を創設することが大きな課題

## II 地方分権の推進に関する基本的考え方

### 1 自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設【方針4・5頁】

#### <「新たな特別市」のイメージ>



※矢印（↑）は、新たな大都市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直しなどに基づき、それぞれが担う事務権限の充実を示す

#### 「新たな特別市」の基本的な考え方

- 法的な位置付け
  - ・県に包括されない、県域から独立した地方自治体
  - ・基本法である地方自治法等に規定
  - ※指定都市の「新たな特別市」への移行は任意
- 担う事務権限等
  - ・様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施するため、基礎自治体と広域自治体の機能を併せ持ち、真に国が担うべき事務権限以外の市域に及ぶすべての事務権限を担う
- 新たな大都市制度を支える税財政制度の構築
  - ・「新たな特別市」がすべての地方税を一元的に課し、徴収
- 区の設定
  - ・市と区による新たな二重の行財政の仕組みとはせず、行政区を単位とし、その特性を最大限に生かしながら市民による自治の充実を図る

### 2 新たな大都市制度の創設による効果【方針6～8頁】

様々な分野の事務・事業を自主的・総合的に実施することができる事務権限と、それを執行するために必要な経費に係る自主財源の確保などに基づく「新たな特別市」による自主的・自立的な行財政運営が可能

#### <市への主な効果>

- ① 都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うこと等
- ② よりきめ細やかな施策の実施による、自己決定力の高い、市民による自治の充実
- ③ 都市的課題の解決モデルの周辺都市等への提示
- ④ 広域的な行政課題等について、効果的・効率的な水平連携の推進

#### <市民への主な効果>

- ① 多様なニーズに対応した更に効果的・効率的な市民サービスの享受
- ② 行財政運営の一元化による行政の透明性の向上（税の使途の明確化、重複の手續の解消等）
- ③ 地域の活力や市民の課題解決能力が生かされることによる、自己決定力の高い、市民による自治の充実

#### <周辺都市等への主な効果>

- ① 「新たな特別市」の提示する都市的課題解決モデルの活用
- ② 「新たな特別市」が中心的な役割を担う水平連携への参加
- ③ 「新たな特別市」への事務委託の活用
- ④ 相乗的な経済効果の享受等

「新たな特別市」の存する圏域や日本の持続的な発展への大きな貢献

### <新たな大都市制度創設が実現するまでの間>

#### 3 地域主権改革への対応等【方針9～13頁】

- 事務権限の移譲への対応
  - 「基礎自治体優先の原則」に基づき、関係する事務権限の包括的な移譲が必要
  - （本市の対応）
    - ・市民サービス向上の視点による制度構築と体制整備、密接に関連する事務権限の移譲に向けた県との調整
    - ・国の出先機関の事務・権限、財源、人員等の取扱いについての基本的な考え方の整理と国への提案等
- 法令に基づく義務付け等の廃止・縮小への対応
  - 義務付け・枠付け又は関与は、原則としてすべて廃止することが必要
  - （本市の対応）
    - ・地域の実情を踏まえた独自性、近隣都市との連続性・広域性、他の制度との均衡・連動性を総合的に勘案した基準の条理化
- 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築
  - ・国と地方の「税の配分」の是正（当面「国5：地方5」、さらに国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分）に）
  - ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源（法人住民税、地方消費税）の拡充強化
  - ・大都市特例税制の創設 など

#### 4 新たな大都市制度の創設に向けて【方針14頁】

- （取組の方向性）
  - ・「新たな特別市」の具体的な仕組みなどを引き続き検討
  - ・他都市との連携の充実と国への提案等の実施